

IV 県立病院の経営状況

1 概況

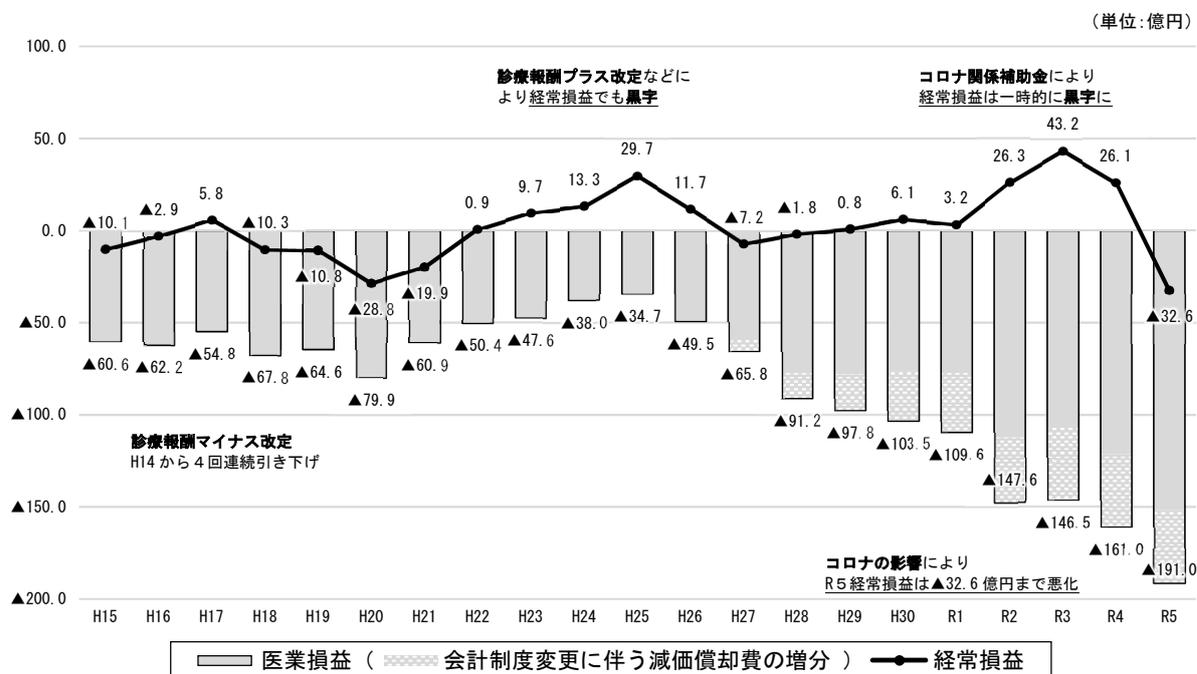
(1) 収益的収支決算の状況

県立病院等事業会計の収益的収支³における経常損益は、診療報酬のプラス改定等の影響により、平成 22 年度から 26 年度にかけて黒字を計上しました。

その後、おおむね収支が均衡する形で推移し、令和 2 年度から 4 年度にかけては、新型コロナウイルス感染症にかかる補助金等により、20 億円から 40 億円台の黒字を計上しました。

一方、その間、一般会計繰入金等を除く医業損益は悪化を続け、新型コロナウイルス感染症にかかる補助金等が大幅に減少した令和 5 年度は、経常損益も急激に悪化し、約 32 億円の赤字を計上しました。

図表 28 収益的収支決算（経常損益及び医業損益）の状況



(2) 資本的収支決算

県立病院等事業会計における資本的収支⁴は、おおむね 200 億円から 250 億円程度となっており、その内訳は、過去の病院建設工事に係る企業債償還が全体の約 6 割を占めています。

また、医療器械費、ソフトウェア費については、医療の高度化や病院情報システムの発展に伴い増加傾向である一方、建物費については、中部病院や被災 3 病院の建て

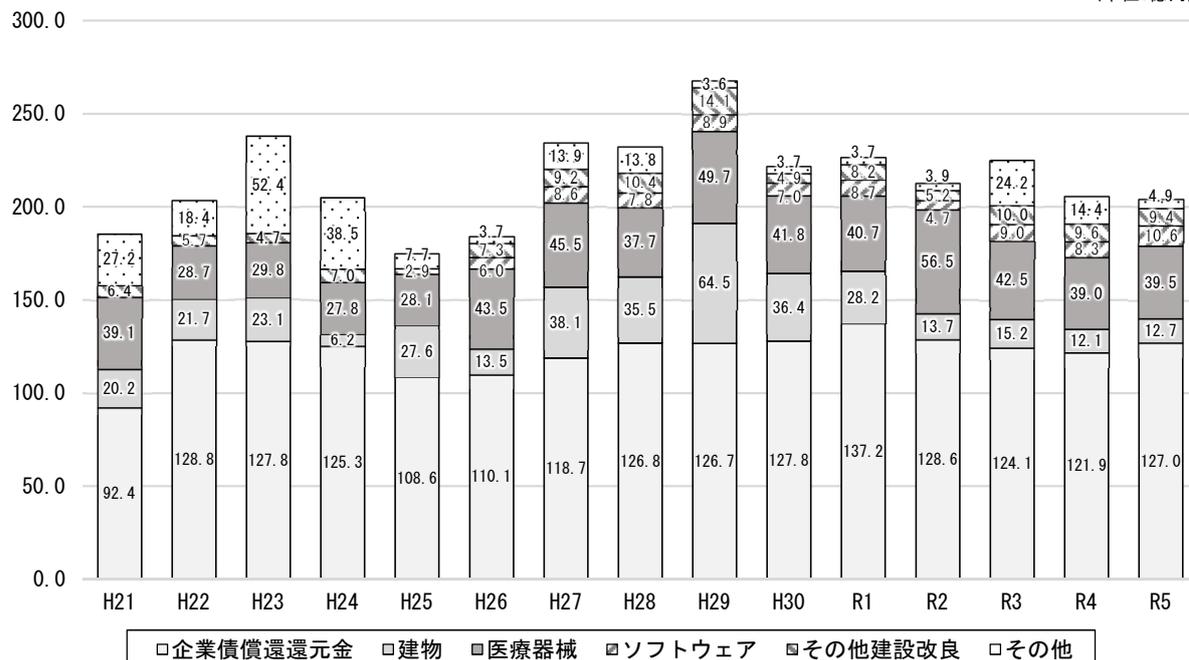
³ 収益的収支 地方公営企業の経営活動に伴い発生する全ての収益と、それに対応する全ての支出を計上した収支。

⁴ 資本的収支 経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等、貸借対照表勘定の科目の増減のうち、現金支出を必要とするものを計上した収支。

替え以降、新築整備は行っておらず、近年では低い水準で推移しています。

図表 29 資本的収支決算の状況

(単位:億円)

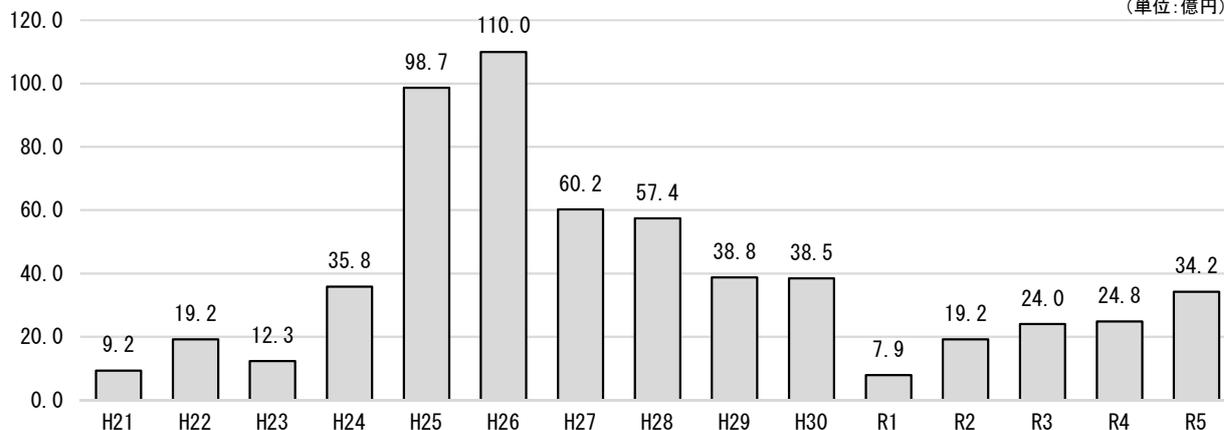


(3) 年度末資金残高

県立病院等事業会計における年度末資金残高は、一般会計からの長期借入による資金繰り支援や、診療報酬のプラス改定等の影響により一定の資金が確保できた平成26年度末以降悪化しています。令和5年度には、電気事業会計から借入れを行うなど、過去の病院建設工事に係る企業債償還に一定の目途がつく令和9年度まで、厳しい資金繰りになると見込んでいます。

図表 30 年度末資金残高の状況

(単位:億円)

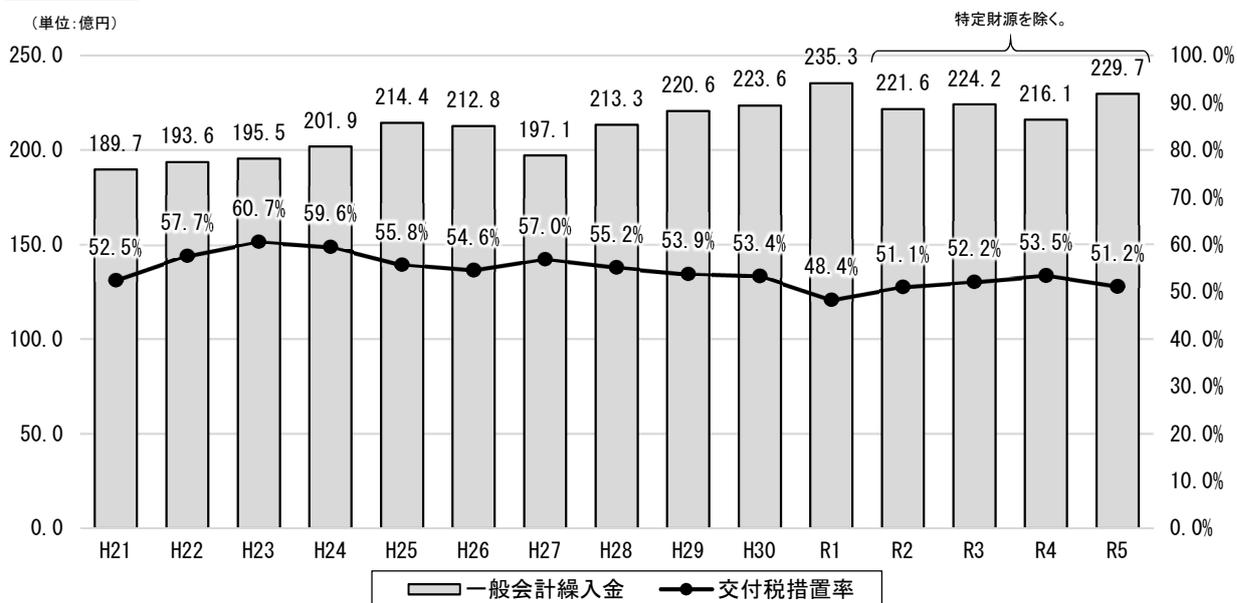


(4) 一般会計繰入金の推移

県立病院等事業会計における一般会計繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策などの特定財源による繰入金を除いた総額で、近年は、おおむね 230 億円前後となっており、横ばいで推移しています。

なお、繰入総額に対する交付税措置率は、おおむね 50%前後となっています。

図表 31 一般会計繰入金の総額と交付税措置率



【参考】一般会計繰入金について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）により、地方公営企業は、独立採算を原則としています。ただし、施策上、一般行政事務の一部を併せて行ったり、本来採算を取ることが困難である事業を、公共的な必要から行うことがあり、このような場合には、これに要する経費を、一般会計等が負担するものとされています。

県立病院等事業会計への一般会計繰入金は、国の地方財政計画で定められた繰出基準を基本としながら、一般会計との協議により、定めています。

○ 地方公営企業法

(経費の負担の原則)

第 17 条の 2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

○ 地方公営企業法（昭和 27 年政令第 403 号）

（一般会計等において負担する経費）

第 8 条の 5 法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分）とする。

（1）・（2） [略]

（3） 病院事業 看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費

2 法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。）とする。

（1） [略]

（2） 病院事業 山間地、離島その他のへんびな地域等における医療の確保をはかるため設置された病院又は診療所でその立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるため必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費

付 則

1～13 [略]

（一般会計等において負担する経費に関する経過措置）

14 法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する病院事業の経費で政令で定めるものは、当分の間、第 8 条の 5 第 2 項第 2 号に定める経費のほか、病院及び診療所の建設又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。）とする。

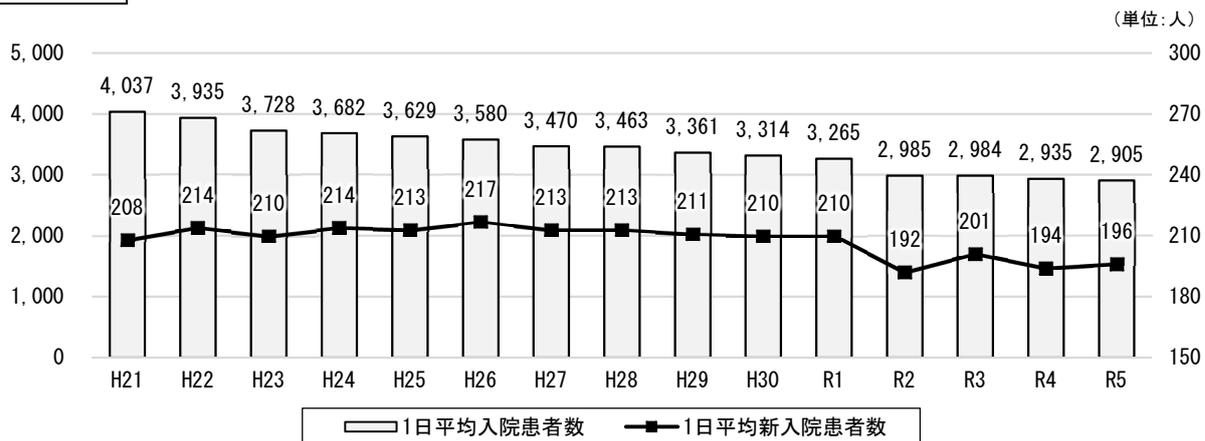
2 医業収支

(1) 患者数

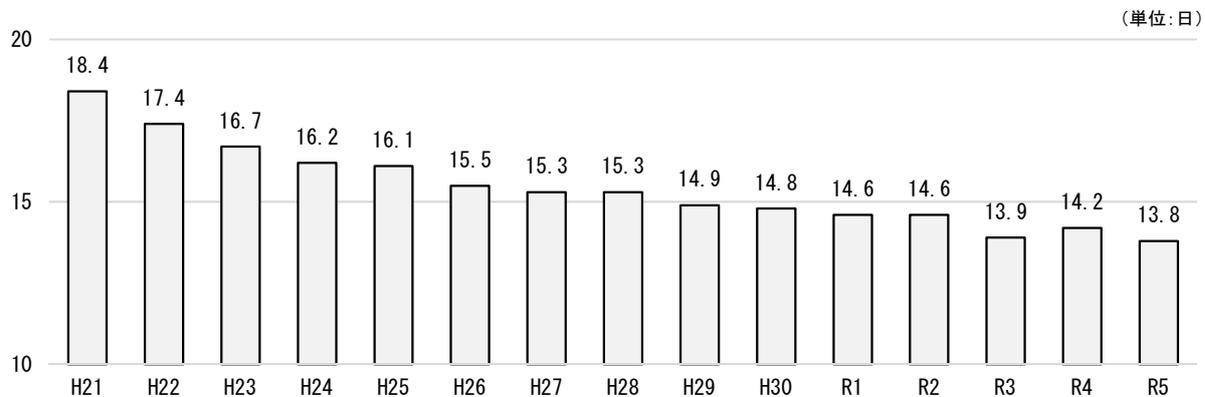
人口減少、在院日数の短縮、医療機能の分担と連携による逆紹介率の向上、介護保険施設等の定員数の増加等により、入院、外来ともに、患者数の減少が続いています。

この傾向は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により拡大し、病床利用率が低下しています。

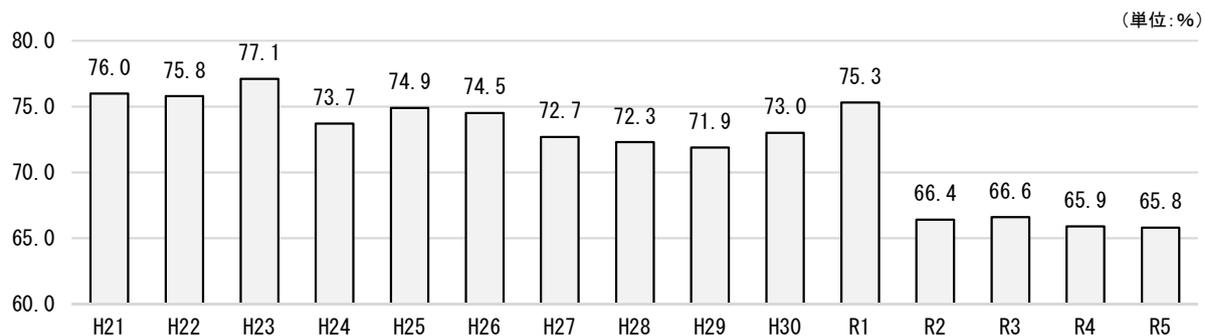
図表 32 入院患者数（1日平均及び新入院患者数）



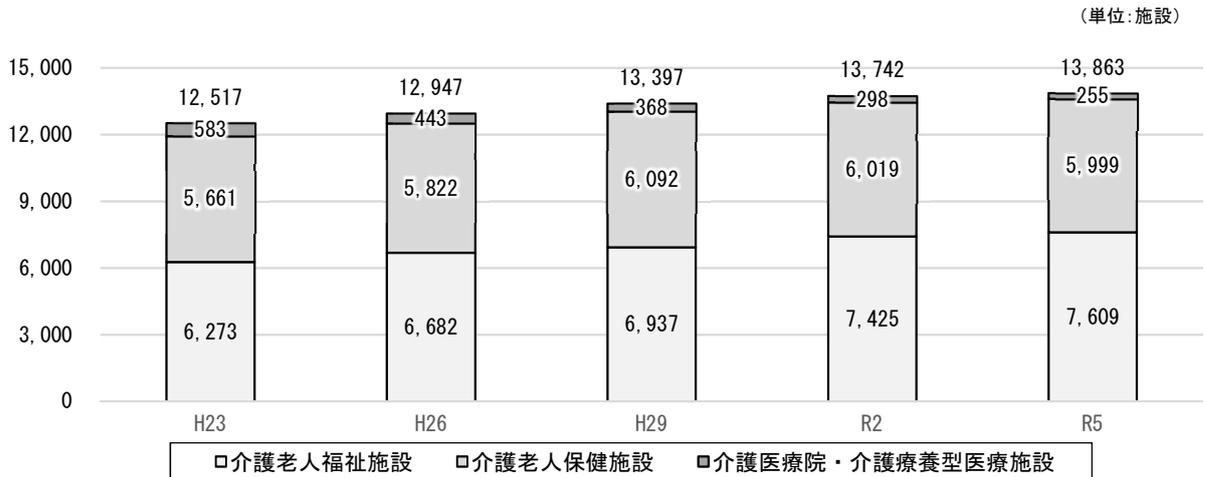
図表 33 平均在院日数



図表 34 病床利用率

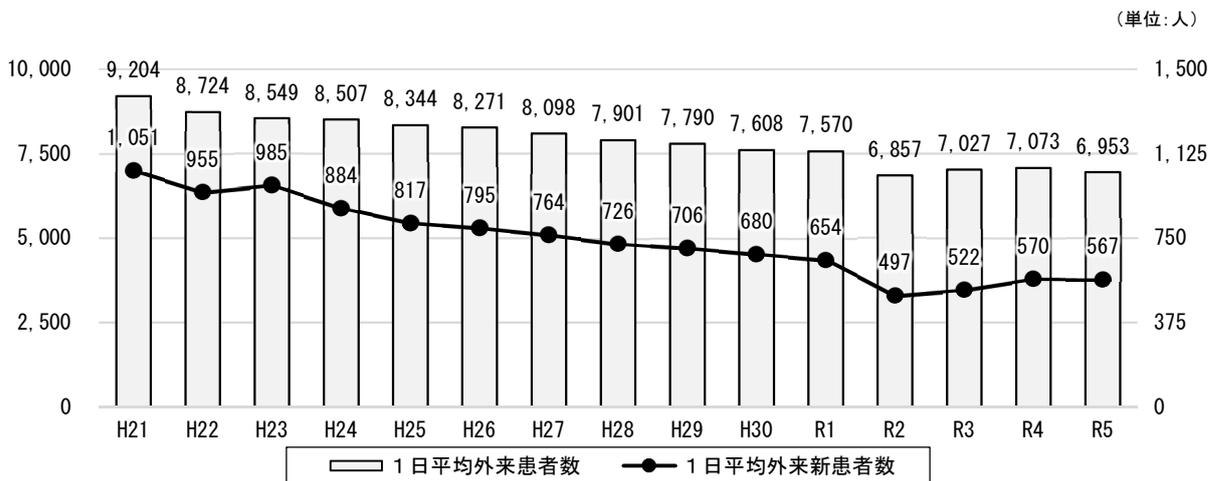


図表 35 介護老人福祉施設等の定員の推移

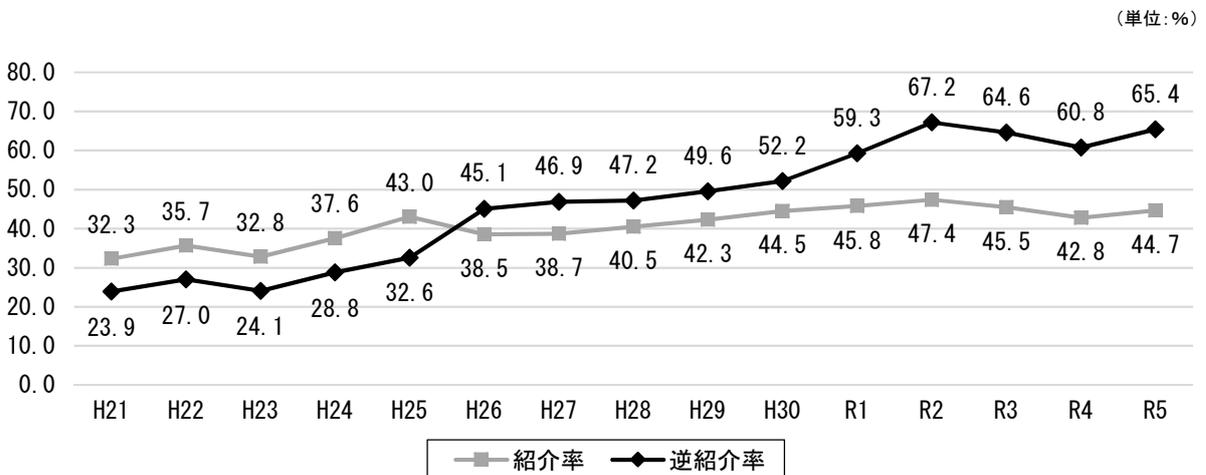


資料：岩手県 いわていきいきプラン（2024～2026）

図表 36 外来患者数（1日平均及び新患者数）



図表 37 県立病院の紹介率・逆紹介率の推移

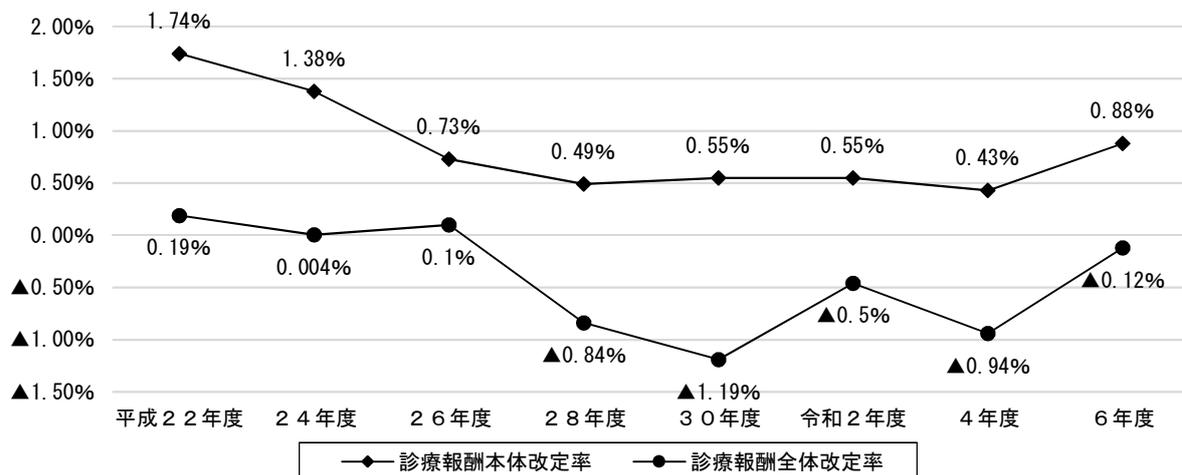


(2) 医業収益

ア 診療報酬の改定

診療報酬の改定率は、本体改定率はプラスですが、全体改定率は平成 28 年度以降、マイナス改定が続いています。

図表 38 診療報酬改定率



イ 診療単価

急性期病院等を中心とした紹介・逆紹介の推進等、県立病院間や県立病院以外の医療機関との連携強化、病床の効率的運用、上位施設基準の取得等の取組のほか、がん治療における高額薬剤の使用の拡大等により、診療報酬の全体改定率がマイナスとなっている中でも、県立病院の診療単価は年々上昇しています。

図表 39 診療単価の推移

